

横浜市議会基本条例（26 年 4 月 1 日施行）について

平成 28 年 1 月 14 日

1 制定までの経緯

- (1) 19 年 6 月 議長から市会運営委員会に対し「地方分権の進展や社会経済状況の変化の中、議会に対する市民の期待の高まっていることから、さらなる議会活動の活性化を図り、市民の期待に応えられるよう、①本会議・委員会等の運営等について、②予算・決算特別委員会の審査方法について、③議会活動に関する諸制度についての調査・検討」を諮問

23 年 1 月 理事会における協議を踏まえ市会運営委員会において協議結果の取りまとめがなされ、「議会基本条例については、今後の議会のあり方を踏まえ協議していく必要があることから、改選後の新たな議会構成において協議すべき」とされた。

- (2) 23 年 5 月 改選後の市会運営委員会において協議の場として特別委員会を設置することとなり、本会議の議決を得て調査特別委員会を設置

《横浜市議会基本条例の制定に関する調査特別委員会》

委員長 島村 勝夫（自民党）

副委員長 和田 卓生（公明党）・花上 喜代志（民主党）

委員 9 人（自民党 3 人・公明党 1 人・民主党 1 人・みんなの党 2 人・共産党 1 人・無所属クラブ 1 人）

- (3) 23 年 6 月～25 年 5 月 調査特別委員会を 25 回開催

「①議会・議員の活動原則、②議会と住民との関係、③議会と執行機関との関係、④議会の組織・権限・審議、⑤議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修、⑥大都市における議会のあり方」の 6 検討項目を協議

(24 年 4 月に元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔氏から「議会改革の条件、自主的・自立的な改革の推進」について、7 月に山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏から「議会基本条例」について意見を聴取)

→ 協議結果に基づき、会議規則・委員会条例などの改正内容、議会基本条例の必要性・規定事項を協議

⇒ 上記を報告書として取りまとめて 25 年第 2 回市会定例会初日に議長に提出

※ 23 年 6 月～24 年 1 月（4 回開催）

各会派から検討項目（案）を提出後、事務局から議会基本条例の性格・位置づけについて説明を聴取し、それを参考に 6 つの検討項目を決定

※ 当初の協議スケジュール 資料 3-2 のとおり

※ 6 検討項目の主な協議結果

① 議会・議員の活動原則

議会・議員の位置づけと役割・責任を整理（全会一致）

② 議会と住民との関係

㊦ HP への議事日程・委員会記録の速報版の掲載を実施（全会一致）

㊦ 委員会のインターネット中継を実施（全会一致）

ウ 委員会傍聴、議会報告会、委員会における請願者・陳情者の意見陳述、休日・夜間議会の実施は見送り（多数意見）

③ 議会と執行機関との関係

ア 答弁者の趣旨確認・反問権の付与は見送り（多数意見）

㊦ 本会議での質疑・質問において 1 問 1 答方式を導入（多数意見）

ウ 質疑・一般質問の日数及び発言持ち時間制のあり方については、調査特別委員会における意見を市会運営委員会に報告し、協議を依頼（多数意見）

④ 議会の組織・権限・審議

ア 交渉会派の定義（5 人以上）は変更なし（多数意見）

㊦ 外部有識者の活用、事務局の組織体制の整備・人材の配置及び育成の推進（全会一致）

ウ 委員会構成の変更は見送り（全会一致）・委員任期の複数年制は見送り（多数意見）

㊦ 基本構想、行政全般に係る基本的な計画等を地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議決事件とする（全会一致）

オ 通年の会期の導入は見送り（多数意見）

⑤ 議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修

ア 政治倫理条例の制定は不要（多数意見）

イ 議員報酬のあり方や適正額については、別途協議（多数意見）

㊦ 費用弁償の支給範囲・支給額を変更（多数意見）

㊦ 海外視察の運用を変更（多数意見）

オ 議員定数については、26 年第 4 回定例会までに条例改正を実施（全会一致）

⑥ 大都市における議会のあり方

㊦ 委員会からの出席要求に基づく区長の出席を実施（全会一致）

※ 議会基本条例の制定・規定事項は全会一致

2年間の議論の成果をしっかりと取りまとめて市民に示していくために条例制定は必要とされた。

規定事項は、調査特別委員会における協議結果に基づく取組や市会におけるこれまでの取組に加えて、議会の危機管理及び災害時の議会及び議員の役割を盛り込んだ。

なお、報告書のまとめには、「さらなる議会改革の継続的な取組のため、条例制定を目的とするのではなく、条例制定が始まりとなり、さらなる検証や見直しを行い、市会がその役割をより発揮していけるようにしていくことが重要」との意見を付記

⇒ 議会基本条例が議会運営の基本となることから、条例については、調査特別委員会における協議結果を踏まえ、市会運営委員会において引き続き協議することとされた。

(4) 25年6月～12月 市会運営委員会における協議

事務局が条例案文（素案）を作成し理事会に提出後、理事会において協議を重ね、各会派からの条文の修正意見を取りまとめた。

市会運営委員会において各会派からの条文の修正意見が報告され、意見が分かれたものについては、多数決で条文修正の実施の有無を決め、条例（素案）を決定した。併せて、理事会で協議された市民意見募集についても、実施を決定した。

(5) 25年12月 市民意見募集

1か月の募集期間内に65人から202件の意見あり

(6) 26年2月 市会運営委員会において市民意見を踏まえた修正を協議

市会運営委員会からの発議（全会一致）で議会基本条例を全会一致で議決

3月5日に公布し4月1日から施行

2 議会基本条例の内容

(1) 規定概要 資料3-3のとおり

(2) 規定内容 資料3-4のとおり

以上